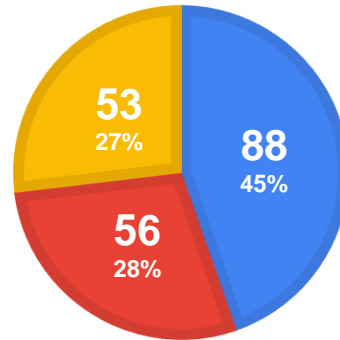


# 令和6年度(公社)兵庫県柔道整復師会保険講習会アンケート結果

## Q1,所属団体について

	人数
■(公社)兵庫県柔道整復師会	88
■他団体	56
■個人	53
TOTAL	197

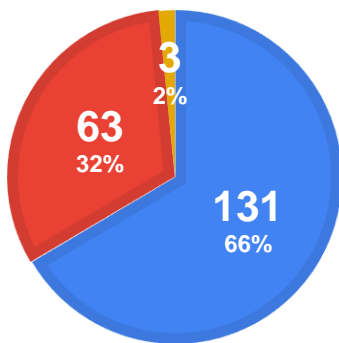
## 所属団体別参加者



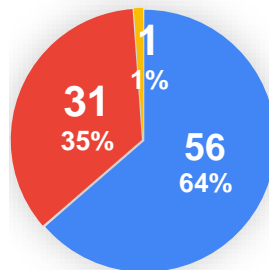
## Q2,本日の講習会内容について

	社団	他団体	個人	TOTAL
■すごく参考になった	56	43	42	131
■まあまあ参考になった	31	21	11	63
■あまり参考にならなかった	1	2	0	3

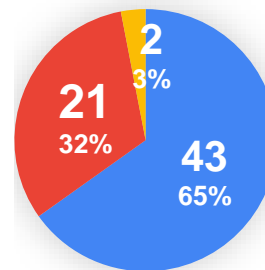
### TOTAL



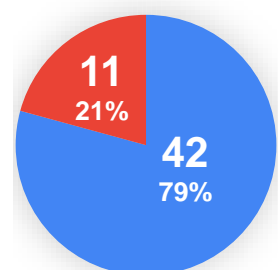
### 社団



### 他団体



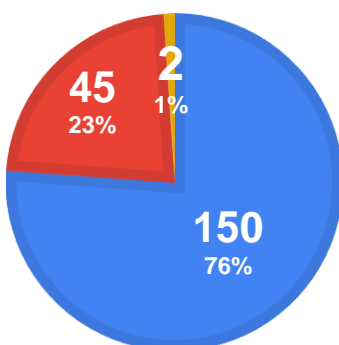
### 個人



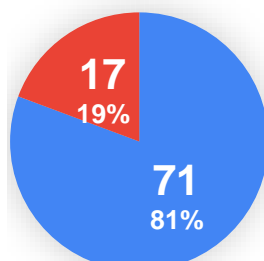
## Q3-1, 昨年、柔道整復療養費で大きな料金改定が行われました。その中で長期頻回施術に関する内容を理解できていますか？

	社団	他団体	個人	TOTAL
■はい	71	43	36	150
■まあまあ	17	13	15	45
■いいえ	0	0	2	2

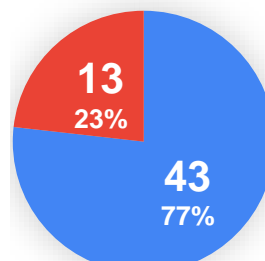
### TOTAL



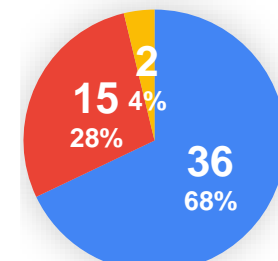
### 社団



### 他団体



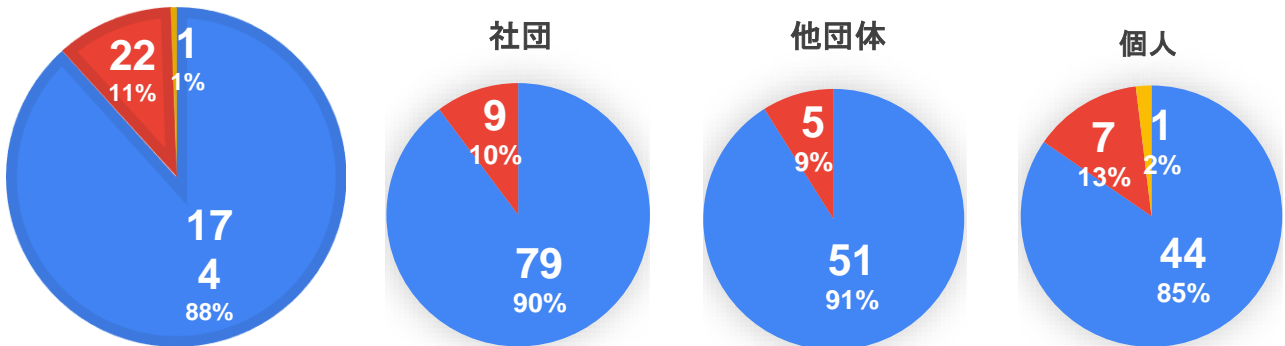
### 個人



Q3-2,明細書発行加算について理解できていますか？

	社団	他団体	個人	TOTAL
■ はい	79	51	44	174
■ まあまあ	9	5	7	22
■ いいえ	0	0	1	1

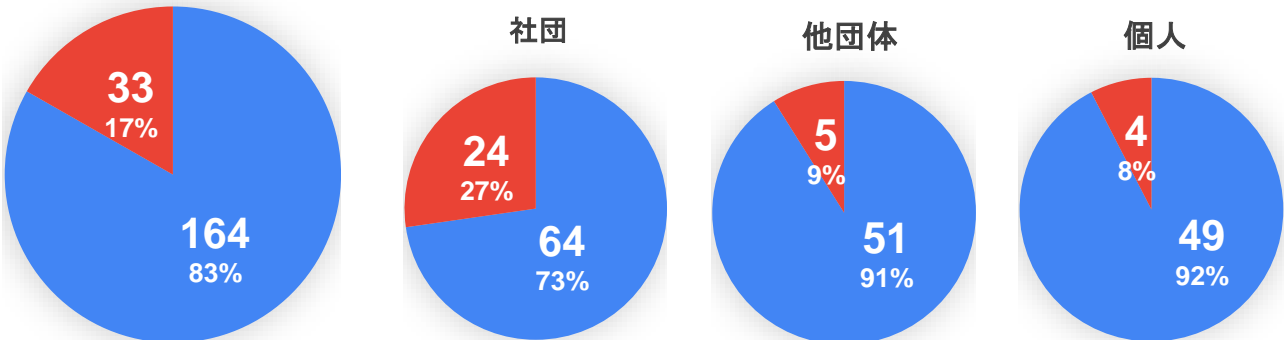
TOTAL



Q4,あなたの施術所では、保険施術とは別に何かしらの自費施術を行っていますか？

	社団	他団体	個人	TOTAL
■ はい	64	51	49	164
■ いいえ	24	5	4	33

TOTAL



## 令和6年度保険講習会Q&A

講習会終了後のアンケートに会員、会員外の先生よりいただきました質問、要望のなかで多い順に項目毎にまとめて分かる範囲で回答させていただきます。

### Q1、オンライン請求について

A、 令和8年度より本格的な話し合いが開始される予定です。現在それに向けてワーキンググループで議論されています。(特に過誤調整、署名・代理署名、施術所管理について)

詳細が発表されましたら随時お知らせいたします。

### Q2、保険施術と自費施術両立について

A、 既に両立されている施術所もあるようです。日整では保険施術以外の自費施術についてエビデンスを構築中です。進捗状況、結果は会報誌で随時報告させていただきます。

ただ、保険施術と自費施術を同時に行う場合、患者照会の結果、保険者によっては大変厳しいご指摘や対応がなされる場合があります。保険適応部位の保険施術と自費施術は同時には行えませんのでご注意ください。

### Q3、返戻書類について

A、 疑義返戻に対しては、柔道整復師の施術の必要性や正当性を保険者に認めてもらうため、丁寧な説明の記載が必要になります。

当会では返戻書類再提出の際、内容を保険担当が精査し、個別に最良の回答書作成になるようアドバイスしております。

その結果、減額や不支給となった案件の審査請求や、医科との併給等でも支払いがされた例も多数有り、保険者との具体的な交渉も会員に代わって対応しており、返戻書類の再提出率100%に近づけることで柔道整復師の信頼回復に努めております。

また、不適切な照会、行き過ぎた照会、理不尽な返戻に対しては厚生労働省相談窓口に提出すると共に各保険者に修正依頼等対応しております。放置しては保険者のLet it beです。

### Q4、施術録の記載について

A、 「施術録の大切さが理解出来た」、「整理の必要性を強く感じた」との感想を多数頂戴しましたが、「具体的な書き方、理想的な文言、模範施術録を教えて欲しい」とのご意見も多数ございました。正しいかそうでないかより、問診、視診、触診等により原因、症状、施術法・今後の方針等、知り得た情報や施術に関する事を正確に記載することが大切です。それを元に申請書が作成されるわけですから、施術録に記載のない事は申請出来ないということになります。

兼ねてより当会では会員には適宜指導及びアドバイスをいたしております。

数年前に「施術録の大切さ！」と題して整形外科の医師をお招きし、また、保険担当より具体的な例を挙げ注意点をお話しする特別保険講習会を開催いたしました。今回のアンケートを拝見し、再度保険講習会での講演を検討いたします。

### Q5、保険講習会の案内・Zoom受講・資料について

A、 案内は9月時点で近畿厚生局兵庫事務所に登録されている施術管理者に郵送しております。

Zoom受講での不具合は2件でした。当日は担当者に対応しておりますが、ご自身のWi-Fi環境、OS・

アプリの更新ができていないか等もご確認ください。

資料につきましては、資料の電子化、配布の効率化、環境へ配慮等への取り組みとしてペーパーレス化を推進しております。ご協力の程よろしくお願いいたします。

その他、健康保険組合、労災保険、自賠責保険等についてもご質問、ご要望等が多数ございました。より良い保険講習会を目指して今後活かしてまいりますので遠慮なく当会 HP よりご意見をお寄せください。

最後に、我々公益社団法人兵庫県柔道整復師会は、柔整業界の動向、保険の最新情報、注意喚起など多岐にわたる周知事項を「グループ LINE」や「メルマガ」、「月末のお知らせ」などでいち早く会員に発信しており、様々な変化に迅速に対応しております。

また、会員からの保険に関する質問やトラブル等も当会では保険担当という部署を設けており、適宜対応いたします。

一方、柔道整復師を取り巻く情勢が悪化の一途を辿るなか、個人で運営されている先生方におかれまして、情報不足は今後より一層の厳しい施術所経営を余儀なくされることでしょう。

各都道府県の公益社団法人柔道整復師会は各都道府県知事、各厚生（支）局長、各都道府県柔道整復師会会長との三者協定を結び、受領委任払いのバランスを保ってきましたが、個人契約者が増えたことで、組織力が衰え、柔道整復師の要望は聞いてもらえず、保険者の要望ばかりが認められる状況になっています。

行政を動かすには大きな組織力が必要です。個人では療養費の改革を行えません。ともかく現況の打破には全柔道整復師が一致団結する事が急務です。そして厚生労働省への唯一の交渉団体である社団の組織力を強化し、一刻も早く行政に柔道整復師の声を届け、この業界の生き残りを図らなければなりません。

今後の柔整業界、保険請求等に不安のある方は、是非当会へのご入会をお勧めさせていただきます。当会にご入会いただき、安心してより良い施術を継続して下されば幸いです。

お一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

ご相談は[こちら](#)